

日米株式市場の見通し — 米中通商協議の部分合意を受けて —

- 米中通商協議の部分合意を受けて日米株式市場は一先ず上昇しました。今回の合意は米中協議が望ましい方向に向かう第一歩になると考えています。
- その結果、米国経済が景気後退入りを回避すれば、米国株式は中期的に高値圏で推移し、日本株式も米国株式に追随する展開になると予想しています。

部分合意を好感した日米株式市場

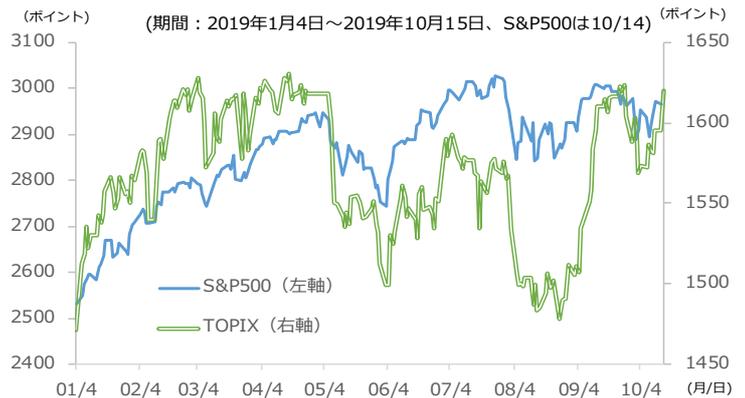
先週末に米中通商協議が部分合意に達し、15日に予定されていた対中関税引上げが回避されると、日米株式市場は一先ず上昇しました。米中通商協議における次の注目点は11月のAPEC首脳会議時に米中首脳が合意文書に署名するか、12月15日に予定されている第4弾の残りの対中関税引上げが凍結されるかどうかという点です。それまでは米国の景気見通しや決算発表が市場の焦点になると考えています。

米国株式の見通し

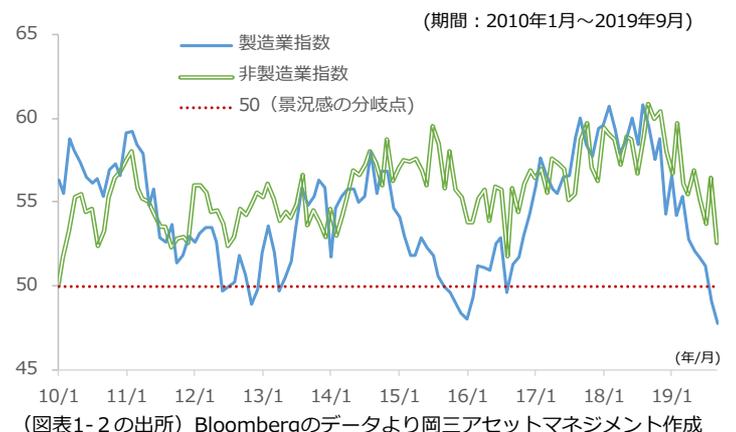
しかし、これまでのトランプ大統領の言動を振り返れば、APEC首脳会議での署名までには曲折があると思われます。一方、大統領選を控えたトランプ大統領には何らかの政治的な「手柄」が必要で、習主席もこれ以上の景気減速は容認できないと思われます。今回の部分同意に加えて、米国がこれ以上の関税引上げを保留し、ファーウェイへの禁輸を一部緩和することなどでさらに踏み込んだ合意に達する可能性もあると考えています。その意味で今回の部分合意は米中協議が望ましい方向に向かう第一歩になると考えています。その結果、これまでの関税引上げや通商交渉の先行き不透明感から悪化した米国の景気見通しは改善に向かうと思われます。ISM製造業景況指数が2カ月連続で50を下回ったことから市場には米国経済が早期に景気後退に陥るとの懸念が拡がっていましたが、今回の合意でその可能性は低下したと考えています(図表2)。

今週から米国では7-9月期の決算発表が始まります。7-9月期の実績よりも企業側の今後の経済・収益見通しに注目したいと考えています。米国経済や企業景況感が回復に向かえば、米国株式が大幅調整することは避けられると考えています。米国株式は2021年以降と考えられる次の景気後退入りまでは高値圏で推移すると予想しています。

図表1 日米株式市場の動き



図表2 米国：ISM企業景況指数



日本株式の見通し

基本的に日本株式も米国株式に追随する動きになると考えています。しかし、景気が回復に向かう局面では世界的に景気敏感と考えられる日本株式が米国株式をアウトパフォームする可能性が高く、株価バリュエーションも相対的に魅力的です。一方、台風19号の日本経済への影響は依然として明らかになっていません。短期的には製造業の生産や物流への悪影響が懸念されますが、中長期的には復興・復旧需要、国土強靱化などのプラス効果にも注目したいと考えています。

以上 (作成：投資情報部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■ 本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■ 本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■ 本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事 業 内 容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)